

第151回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成21年12月22日 午前1時30分～
場 所	群馬県庁7階審議会室

第151回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成21年12月22日 午後1時30分～午後3時50分
- 2 場 所 群馬県庁7階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 長谷川浩子 田口佐知雄 菊川滋（代理 真田晃宏）
皆川芳嗣（代理 久保正樹） 大平修（代理 鈴木知弘）
真塩卓 中村紀雄 松本耕司 平田英勝 大沢幸一 萩原渉
野村晴三 高橋正
- 4 欠席委員 藤生洋子 原田寛明 小山洋 松浦幸雄 角倉邦良
- 5 事務局幹事出席者
（都市計画課）堺課長 高橋次長 荒巻次長
（建築住宅課）金井次長
- 6 補助説明者等 太田市建築指導課
- 7 議案
第1号議案 太田都市計画区域の変更について
第2号議案 太田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
第3号議案 太田都市計画区域区分の変更について
第4号議案 太田都市計画道路（3・2・1号上武国道）の変更について
第5号議案 伊勢崎都市計画道路（3・2・2号南部幹線）の変更について
第6号議案 玉村都市計画道路（3・3・1号中央幹線ほか11路線）の変更について
第7号議案 館林都市計画道路（3・3・1号南部幹線ほか1路線）の変更について
第8号議案 藤岡都市計画公園（5・5・1号庚申山総合公園）の変更について
第9号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第151回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

大変お待たせ致しました。ただ今から第151回群馬県都市計画審議会を開催致します。

私は、群馬県都市計画課長の堺でございます。

まず、委員の出席状況について御報告致します。

本日出席をお願い致しました委員の皆様は19名ですが、現在14名の方が出席頂いております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局から御報告致します。

(事務局)

群審報第92号を御覧下さい。第150回都市計画審議会以降、本審議会委員に変更がありましたので報告します。市町村の長を代表する者として、群馬県町村会長でありました鈴木和雄様が退任され真塩卓様が新たに就任致しました。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして高橋会長さんから御挨拶をお願い致します。

(会長)

本日は、第151回群馬県都市計画審議会を開催致しましたところ、委員の皆様方には御忙しい中、御集まりを賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、御手元の次第のとおり、審議案件が9件でございます。よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議事録署名人2名を指名させていただきますので御承知ください。長谷川委員さん、田口委員さんをお願いします。

(議長)

それでは議事に入ります。なお、議事の進め方でございますが、第1号議案から第4号議案、並びに第5号議案及び第6号議案は、それぞれ関連する議案でございますので一括上程、第7号議案から第9号議案までは、いずれも単独上程としたいと思いますのでよろしくお願い致します。

また、議案の説明は幹事から致しますが、必要に応じて関係市町村から補足説明をさせていただく場合もありますので、御了承願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も意見書の要旨も含めまして、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断致します。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、御意見等はございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、いずれの案件につきましても傍聴を認めることと致します。傍聴者の入場をお願い致します。

(「傍聴者入場」)

(議長)

傍聴者について報告をして下さい。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは傍聴の方は、先程事務局からお配りをいたしました「傍聴要領」をよく読んで遵守してください。

なお、「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場して頂きます。

写真撮影を許可致しますので、どうぞ。

第1号議案「太田都市計画区域の変更について」

第2号議案「太田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第3号議案「太田都市計画区域区分の変更について」

第4号議案「太田都市計画道路（3・2・1号上武国道）の変更について」

(議長)

ただ今から審議を行います。

第1号議案「太田都市計画区域の変更について」、第2号議案「太田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、第3号議案「太田都市計画区域区分の変更について」、第4号議案「太田都市計画道路（3・2・1号上武国道）の変更について」は関連する議案ですので一括上程致します。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課荒巻でございます。よろしく申し上げます。

これからお手元の資料に従い説明させていただきます。第1号から第4号までの議案は、群馬県太田市と埼玉県深谷市の行政界変更に伴う変更となります。それでは、第1号議案から第4号議案について説明します。議案書の1ページから御覧下さい。併せて添付図面の図-1又はスクリーンを御覧下さい。

第1号議案「太田都市計画区域の変更について」ですが、利根川右岸の太田市南前小屋地区につきまして、地域住民から生活圏が一体となっている埼玉県深谷市へ編入したい旨の要望がありました。これを受けまして、太田市・深谷市・群馬県・埼玉県で協議・検討を進めた結果、太田南前小屋地区を深谷市に編入することとしました。また併せて深谷市高島地区については太田市に編入することとなりました。

行政界の変更に伴い、現在太田都市計画区域である南前小屋地区119.6haを都市計画区域から外し、現在都市計画区域外の深谷市高島地区36.2haを新たに太田都市計画区域に指定するための変更を行うものです。

変更後の太田都市計画区域の面積は、現在の17,345haから17,261haとなります。添付図面の図-2又はスクリーンを御覧下さい。今回都市計画区域を変更する部分の詳細図です。高島地区は太田市、南前小屋地区は深谷市と実質的に一体であり、南前小屋地区については児童が深谷市の小中学校に通うなど生活圏は深谷市と一体となっています。今回の行政界変更と併せ、それぞれを一体の都市として整備、開発及び保全していくために、都市計画区域の変更を行うものです。

続きまして、添付図面の図-3又はスクリーンを御覧下さい。行政界変更と関連する都市計画の変更のスケジュールです。行政界の変更につきましては、すでに6月の両市議会議決及び10月の両県議会議決を経て、11月には総務大臣への申請が行われ、平成22年3月1日には行政界の変更が完了する予定です。太田都市計画区域の変更及び関連する都市計画の変更についても、行政界の変更と共に手続を進め、同日に公告および告示する予定です。

続きまして、第2号議案「太田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ですが、いわゆる都市計画区域マスタープランのことです。案添付図面の図-4又はスクリーンを御覧下さい。今回の変更の新旧対照表を示しています。今回の変更は、区域マスタープラン内に表記されている都市計画区域面積及び将来構想図等を修正するものであり、都市計画の目標、主要な都市計画の決定の方針、その他の記述の変更はありません。

それでは続きまして、第3号議案「太田都市計画区域区分の変更について」を説明します。議案書4ページを御覧下さい。先ほど御説明しました都市計画区域の変更に伴いまして区域区分を変更するものです。変更理由は、議案書の5ページを御覧下さい。また、添付図面の図-5又はスクリーンを御覧下さい。総括図として、新たに太田の市街化調整区域に編入する高島地区及び南前小屋地区の位置を示しています。

次に、高島地区の概要を説明します。図-6又はスクリーンを御覧下さい。当該地区は現太田都市計画区域と地形的にほとんど平坦で、農業を中心とした土地利用がなされており、居住人口はありません。地権者は約20人で、ほとんどの方が太田市在住者で周辺農地と一体的な耕作を行なっています。現在深谷市の都市計画区域外となっていますが、行

政界の変更に伴って新たに太田都市計画区域の市街化調整区域に編入するものです。

次に、南前小屋地区の概要を説明します。図－7又はスクリーンを御覧下さい。当該地区は、集落37世帯のほか農業を中心とした土地利用がなされており、約140の方が居住しています。利根川により太田市とは飛び地になっていますが、買物や学校等の生活圏は深谷市となっています。現在太田都市計画区域の市街化調整区域ですが、行政界の変更に伴って太田の市街化調整区域から除外するものです。なお、太田から除外した後は、新たに深谷都市計画区域の市街化調整区域に編入されます。

続きまして、第4号議案「太田都市計画道路(3・2・1号上武国道)の変更について」を説明します。お手元の議案書6ページ、併せて添付図面の図－8又はスクリーンを御覧下さい。総括図として当該路線を赤線で示しています。本路線は、国道17号バイパス上武道路の一部であり、太田都市計画区域の変更に伴って変更されるものです。変更理由は、お手元の議案書の7ページを御覧下さい。添付図面の図－9又はスクリーンを御覧下さい。今回の変更は、行政界変更による新しい都市計画区域界への変更により、起点部分が深谷都市計画区域内となることから、新しい都市計画区域界に起点を変更するものです。また、本路線は車線数を定めていないため、車線数を決定するものです。

ただ今説明しました第2号から第4号議案については、去る平成21年8月14日から8月28日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年11月6日から11月20日までの間、縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案から第4号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

本件は、今の説明でもわかるとおり、利根川を挟んで群馬県の土地が埼玉県側にあつたり、逆もあつたりという状況を川を中心として行政界を区分するものです。

それでは皆様から御意見、御質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。

(中村委員)

行政界の変更は、県境の変更ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(平田委員)

群馬県は84ha減るわけですが、交付税への影響はどうなるのか。

(事務局)

影響があると思いますが、調べて報告します。

(中村委員)

行政界が変更して、群馬県から埼玉県へ財産の移転があるが、県と県の取り決めはどうなっていますか。

(事務局)

スケジュールの中で示したとおり、関係行政機関である群馬県、埼玉県、太田市、深谷市の協議が行われ、調整は済んでいます。

(中村委員)

県と県の間ではどういう調整が行われているのでしょうか。

(議長)

個人的な所有権の変更はありません。

(事務局)

総務部局で手続きを行っているので、詳細は後で報告します。

(中村委員)

都市計画審議会とは直接関係ないかもしれませんが、個人の所有権は変更ないということですが、例えば県有地があればどうなるのですか。

(事務局)

調べて報告します。

(萩原委員)

この事業に対する経緯、いつごろ持ち上がって、今日に至ったのか、その辺を概略でよいので教えて欲しい。

(事務局)

太田市南前小屋地区の住民はもともと生活圏が深谷市と一体ということで、平成18年7月に南前小屋地区の区長から太田市議会、深谷市議会へ請願書が提出されました。その後、平成18年9月に太田市議会、深谷市議会で全員賛成で採択しています。これを受けまして、深谷市の高島地区の一部の境界を変更することについて、関係4団体である群馬県、埼玉県、太田市、深谷市で事前協議を続けてきたところです。

(議長)

他にございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、第1号議案から第4号議案は原案のとおり決定致します。

第5号議案「伊勢崎都市計画道路（3・2・2号南部幹線）の変更について」

第6号議案「玉村都市計画道路（3・3・1号中央幹線ほか11路線）の変更について」

(議長)

第5号議案「伊勢崎都市計画道路（3・2・2号南部幹線）の変更について」及び第6号議案「玉村都市計画道路（3・3・1号中央幹線ほか11路線）の変更について」は関連する議案ですので一括上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

引き続きまして、5号議案及び6号議案につきましては、関連する議案ですので一括で説明させていただきます。

お手元の議案書で第5号議案は8ページから、第6号議案は10ページからでございます。添付図面の図-10から図-19になります。

今回の変更概要は、伊勢崎都市計画道路3・2・2号南部幹線及び玉村都市計画道路3・3・1号中央幹線の一部区間について、道路幅員及び区域を変更するものです。また、玉村都市計画道路の各路線に車線数を定めるものです。

図-10を御覧下さい。今回、変更するのは、一般国道354号バイパスとして整備しております東毛広域幹線道路となります。この道路は、高崎駅東口から、高崎市、玉村町、伊勢崎市、太田市などを経て板倉町まで至る幹線道路です。今回変更する区間は、玉村町と伊勢崎市を結ぶ区間となります。

図-10は、今回、道路幅員の変更及び道路区域の変更がある区間を示しています。変更する区間は、玉村都市計画区域で2,610m、伊勢崎都市計画区域で2,020mとなります。

図-11を御覧下さい。伊勢崎都市計画区域内の変更路線の位置を示しています。赤線部分が変更する区間となります。

図-12を御覧下さい。先ほどの図の拡大したものです。伊勢崎都市計画区域を東西に結ぶ幹線道路となっております。伊勢崎都市計画区域内では、玉村町境から現在供用を開始している伊勢崎市蕪塚町までの間を変更することとなっております。伊勢崎都市計画区域内の変更は、この区間について、道路幅員を25mから26mに変更するものです。伊勢崎都市計画区域については、幅員のみの変更となっております。

なお、図中に、変更前と変更後の内容を示していますが、都市計画で示す幅員が全体の過半を示すことから、25mのまま表示しています。

図-13を御覧下さい。計画図となります。変更前を黄色、変更後を赤色に示しています。赤色で示す数字は、各区間の幅員を示しています。

図-14を御覧下さい。変更前後の標準横断図となります。上段は、変更前のもので、幅員は25mとなっております。今回変更により、下段に示す26mの幅員とするものです。

変更理由は、議案書9ページを御覧下さい。今回の変更箇所は、玉村と伊勢崎を結ぶ一連区間となっており、この区間は、高校生などの通学や、利根川自転車道と交差することから、自転車利用者が多く見込まれる区間となっています。そのため、歩行者と自転車とを分離することにより、交通の安全を図るものです。この幅員の変更は、玉村都市計画区域内の変更区間も同様に変更するものです。

図-15を御覧下さい。玉村都市計画区域の変更する路線を示しています。赤色で表示しています中央幹線については、一部区間を幅員及び道路区域の変更をするものです。青色で示している路線は、都市計画道路に車線数を定めるものです。車線数については、後ほど説明します。

次にスクリーンを御覧下さい。先ほどの図-15を拡大したものです。玉村都市計画区域を東西に結ぶ幹線道路となっており、玉村都市計画区域内は、赤色で示す主要地方道藤岡大胡線バイパス交差付近から、伊勢崎市境までの区間を変更するものです。玉村都市計画区域内の変更は、この区間について図-14のとおり、道路幅員を25mから26mに変更するとともに、この区間内の道路区域の変更、つまり、道路線形を修正する内容となっています。

図-16を御覧下さい。計画図となります。変更前を黄色、変更後を赤色に示しています。道路線形を変更するのは、図の中央部となっています。

図-17を御覧下さい。道路線形の変更する部分を拡大したものです。黄色が変更前の道路区域を示しており、変更後を赤色で示しています。変更前は、青色で示している町道を含む形で決定されていましたが、この町道は、隣接する住宅団地住民の生活道路として大きな役割を担うものとなっています。そのため、地域の要望などもあり、この町道を活かせるよう最低限度を南側に線形をシフトさせ、主に通過交通を促す幹線道路である本路線と生活交通が往来する町道に交通分担させ、本地域の安全かつ快適な交通環境を確保しようとするものです。図-17下段に現状の都市計画道路の位置及び町道と変更後の都市計画道路の位置を横断図に整理しましたので併せて御覧下さい。

図-18、19を御覧下さい。車線数を定める各路線の標準横断図になります。車線数は、平成10年の都市計画法の政令、省令の改正により、従前の幅員に加え、新たに車線の数についても定めることとなっています。玉村都市計画区域内は、車線数を定めていなかったことから、今回追加するものです。図-18、19に各路線の横断図を添付していますが、幅員に応じ、車線数をそのまま追加するもので、具体的内容の変更はありません。

以上で第5号議案及び第6号議案の説明を終わらせて頂きます。

ただ今説明しました議案については、去る平成21年9月4日から9月18日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年11月17日から12月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第5号議案及び第6号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それではただ今説明のありました第5号議案及び第6号議案について、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いします。

(萩原委員)

図-14に横断図がありますが、変更後は自転車道を作って歩道形態が変わっているわけですが、どこからどこまで、図-15の赤い部分でよいのでしょうか。また、この前後、どの辺から仕様が変更になっているのでしょうか。

(事務局)

図-12にあります赤く塗ってある2,020mを変更しています。

(萩原委員)

この部分だけ整備するのですか。

(事務局)

自転車歩行者道は整備されていますが、この区間は自転車、歩行者の通行が多いということで、中央に植樹帯を設けて自転車道と歩行者道を明確に分離しています。

(萩原委員)

自転車は原則として車道を通ると思うのですが、それとの関係はどのようなのですか。

(事務局)

自転車は軽車両ですから、本来、車道を通ることになりますが、自転車歩行者道として整備していますので、この区間は自転車歩行者道を通ることになります。

(萩原委員)

今後の県の方針として、このように自転車道と歩行者道を分離して整備していくということですか。

(事務局)

自転車と歩行者を分離できるところはしていくということがこれからの方向であると思いますが、用地が多く必要となることから、利用者数や地元の要望も踏まえてケースバイケースで決定していくことになると思います。すべてこのような形になるというわけではないと考えています。

(平田委員)

自動車歩行者道の中央分離帯も道路構造令に書いてあるのですか。

(事務局)

はい。道路構造令に則っています。

(議長)

他にございますか。よろしいでしょうか。

(田口委員)

変更になる際から西は、既に用地が取得され工事が始まっていますが、剰余地がでると思うのですが、残った土地はどのように利用されるのでしょうか。

(事務局)

所管が違うので、この場でお答えすることはできません。

(田口委員)

地元の人も関心を持っています。暫定2車線で工事していると思うのですが。

(事務局)

暫定的に供用している区間について、今年度から所管の伊勢崎土木事務所を中心に完成形と土地利用について検討しています。検討の中で地域の方の意見も聞きまして、完成形を決定し、都市計画も併せて変更をしながら進めて行きたいと考えています。

(田口委員)

具体的な検討はこれからということですね。

(事務局)

はい。

(議長)

他にございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、第5号議案、第6号議案につきましては、原案のとおり決定致します。

第7号議案「館林都市計画道路（3・3・1号南部幹線ほか1路線）の変更について」

(議長)

第7号議案「館林都市計画道路（3・3・1号南部幹線ほか1路線）の変更について」

を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第7号議案「館林都市計画道路(3・3・1号南部幹線ほか1路線)の変更について」を説明します。お手元の議案書13ページ、併せて添付図面の図-20又はスクリーンを御覧下さい。変更理由は、お手元の議案書の14ページを御覧下さい。

南部幹線の変更区間西側では、板倉バイパスが整備、供用され、東側の埼玉県では、新三国橋が整備、供用されています。当該区間については、事業実施に向け関係機関との調整の目途がたったため起点を変更し、走行性の向上、地域住民の安全性の向上を図るため変更するものです。

お手元の添付図面の図-21を御覧下さい。通・仲伊谷田線につきましては、南部幹線の変更に合わせて、道路のネットワーク形成及び板倉ニュータウンへのアクセス確保の観点から変更するものです。また、本路線は車線数を定めていないため、都市計画法施行令の一部を改正する政令及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令に基づき、車線数を決定するものです。

ただ今説明しました第7号議案については、去る平成21年9月4日から9月18日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年11月17日から12月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第7号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、ただ今説明のありました第7号議案につきまして皆様の御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(平田委員)

都市計画決定をした場合、いつ頃から事業を着手する予定ですか。

(事務局)

今後、埼玉県と事業着手についての調整を進めながら決定していきたいと思っております。

(平田委員)

道が狭くて困っている。

(事務局)

民主党政権が変わって新規事業の実施については、原則着手しないという話も聞こえてきますが、道路財源をしっかりと確保して、大沢知事の7軸を整備するという方針に従いま

して、整備していきたいと考えていますが、その辺の事情も察して頂き、議会先生方にも御支援、御協力を御願ひしたい。

(松本委員)

埼玉県側は新橋まで整備されており、群馬が遅れている状況です。後は大沢委員によりしく願ひしたい。

(大沢委員)

是々非々で取り組んで参りたい。

(議長)

推進を求める声が強いようですので、よろしく願ひします。
他に御意見がありますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第8号議案「藤岡都市計画公園（5・5・1号庚申山総合公園）の変更について」

(議長)

続いて第8号議案「藤岡都市計画公園（5・5・1号庚申山総合公園）の変更について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第8号議案「藤岡都市計画公園（5・5・1号庚申山総合公園）の変更について」を説明します。お手元の議案書15ページと併せて添付図面の図-24又はスクリーンを御覧下さい。総括図として当該公園を赤線で示しています。

本公園は、藤岡市市街地に近接する総合公園です。園内には、市民体育館、テニスコートなどの運動施設や多目的広場、また、県内外から見頃の時期になりますと来園者でにぎわう「ふじの咲く丘」があります。赤で着色した箇所が、今回の変更で区域を拡大するエリアになります。変更の理由ですが、議案書16ページのとおりです。

添付図面の図-25又はスクリーンを御覧下さい。「ふじの咲く丘」は、ふじの咲く時期には多くの来園者が訪れ、大変な賑わいとなっています。また、近年の健康志向から年間を通し、散策コースとして利用されています。この散策コースの「ふじの咲く丘」に隣接する一部が公園区域外であることから、公園内の各施設を散策路により、連携をより強固にするため「ふじの咲く丘」に隣接する散策路を含む一体を拡張し、整備を行うため、変更するものです。また、本公園に接し、現在第2体育館として公園管理者が一括管理し

ている区域について、公園区域に取り込み、将来に亘り公園施設として一括管理をしていくため、変更するものです。

図－２６又はスクリーンを御覧下さい。参考として拡張箇所の、計画平面図を示しています。

図－２７又はスクリーンを御覧下さい。参考として現在の公園エリアと変更箇所の写真を示しています。

なお、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第８号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、第８号議案につきまして委員の皆様の御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第９号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続いて、第９号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

建築住宅課金井と申します。よろしく申し上げます。

ただ今、会長から９号議案について説明を求められましたが、その前に、前回の審議会におきまして御質問頂いた、県内の廃プラスチック処理施設の状況について説明させて頂いてよろしいでしょうか。

(議長)

はい。どうぞ。

(事務局)

A３判でお配りしています表紙に「第１５１回群馬県都市計画審議会資料、群馬県都市計画審議会付議案件（廃プラスチック類の破碎処理施設）の状況」と題する資料を御覧下さい。

資料を一枚めくって頂きまして、資料1とありますページを御覧下さい。これは、今まで当審議会に付議致しました廃プラスチック類の破碎処理施設の一覧でございます。

全部で23件ありますが、内訳をみますと群馬県知事からの付議案件が14件、各市長からの付議案件が9件でございます。

このうち、実際には稼働していないものがございます。一覧表の赤色で塗ってございます5番の施設につきましては、一度設置しましたけれども、現在に廃止しております。同じく赤色の15番につきましては、施設の計画内容が変更がございましたため、改めて21番のところで再度審議会に付議してございまして、これについては稼働している件数から除かれております。

また、水色で示しております6番と20番につきましては、許可は受けたものの未設置の状況でございます。

したがって、現在稼働中の施設というのは、合計で19件となっております。

続きまして、次のページが設置場所の分布状況でございます。赤い星印で示しておりますのが、設置場所を示しております。

この分布というのは、資料1で示しましたとおり、本審議会に御審議頂いたもののみ表示していますが、資料1の番号を各市町村ごとの下のところに表示しています。この番号の内の赤色で示したものにつきましては、先程説明しました廃止、再許可施設または未設置の施設を示したものでございます。

簡単ではありますが、以上で前回の御質問頂いた廃プラスチック類の破碎処理施設の状況についての説明を終わります。

(議長)

それで前回産廃許可、県内にどの程度の産廃の施設があるかという件については、一覧表のとおりですのでよろしく申し上げます。

(事務局)

それでは引き続きまして、第9号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることになっております。

本案件は、この規定に基づき許可申請がなされたもので、許可権者である太田市長より本審議会に付議されたものでございます。概要を私の方で説明致しまして、詳細につきましては、太田市の補助説明者からの説明とさせていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。議案書17ページを御覧下さい。太田市長からの付議書の写しでございます。

18ページが敷地位置に係る概要でございます。名称は、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、工業専用地域。申請者住所氏名は、群馬県太田市新田大町600番26、株式会社エコロジスタ代表取締役山口博、所在地は太田市新田大町600番26。敷地面積は、23,428.83㎡。主な施設は、産業廃棄物処理施設。処理能力は、

記載のとおりでございますが、破碎施設、焼却施設、油水分離施設をもって構成された処理施設でございます。

なお、この中で黒ボツ6つ目のところの産業廃棄物の括弧書き中に「13号廃棄物」とありますけれども、これは廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物のことで、産業廃棄物などを処理することなどにより生じたもの、例えば、脱水後の汚泥の固形物などとされています。

建物につきましては、全て新築で、全棟の延べ面積の合計は、5,080.09㎡でございます。

本施設は、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

それでは、太田市の補助説明者から、詳細な内容について説明致します。

(太田市)

太田市建築指導課の伴場と申します。第9号議案について、補助説明をさせていただきます。

申請者の株式会社エコロジスタですが、まず、その親会社の株式会社群桐産業につきまして説明させていただきます。

株式会社群桐産業は、昭和59年に設立され、太田市藪塚町3201番地におきまして、廃油の回収、リサイクル処理及び販売並びに産業廃棄物の焼却処理を行っております。申請者の株式会社エコロジスタは、この親会社の事業を拡大、発展させるべく、平成19年5月に設立された会社でございます。

具体的には、先ほど金井次長から御説明のありました施設を北関東自動車道太田藪塚インターチェンジに近接する新田北部工業団地内に建設するというものでございます。

また、本施設では、産業廃棄物の処理施設のほか、可燃ごみ、焼却灰などの一般廃棄物の焼却を予定しており、都市計画審議会への付議することとなりますが、一般廃棄物に関しましては法令上太田市の都市計画審議会への付議ということになります。

ちなみに当案件につきましては、去る12月9日に太田市都市計画審議会に付議し、都市計画上支障ない旨の判断を頂いたところでございます。なお、一般廃棄物の焼却に伴って、処理能力が変わることはございません。

続きまして、添付図面を説明させていただきます。スクリーン又は図-28を御覧下さい。申請地の位置を示しております。図面の上方向が北でございます。敷地は、太田市の中心部から北西へ約9キロ離れた旧新田町に位置しています。また、北関東自動車道太田藪塚インターからは約2.5キロ、新田北部工業団地内にございます。

図-29又はスクリーンを御覧下さい。申請地から300m以内の状況を示しております。図面の上方向が北でございます。赤色で示したのが今回の申請地、灰色で示したのが新田北部工業団地、青色で示したのが周辺の工場を示しております。

申請地は、北関東松下電工株式会社から撤退した跡地の一部でございまして、以前から更地状態となっております。周辺の土地利用の状況でございますが、敷地南側には物流会社の倉庫、北側には商事会社の事務所が建ち、西側は更地、東側は主要地方道大間々・世良田線でございます。一番近接する住宅は、図面の下方向、黄色で示していますが、申請地から300m以上離れております。

図-30又はスクリーンを御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。黄色で示してありますが、敷地の中央に黄色で塗ってある焼却溶融施設がございまして、それを取り囲むように15棟の建物を配置する計画でございます。

まず、廃棄物の焼却処理に関連する主な建物について説明させていただきます。図面上、右下、⑧は事務所棟、その左隣①は、搬入された廃棄物を一旦保管する受入棟でございます。受入棟のなかに、焼却溶融施設に投入するために破砕する破砕機が設置されております。焼却溶融施設の上、⑥は前処理作業場棟で、ドラム缶内で固まってしまった汚泥など、そのままの状態ではプラントに投入できない廃棄物を分解し、一時保管する施設でございます。また、図面上、左下、③は焼却溶融施設で生成された溶融スラグから鉄くずを分離し、スラグの粒度を調整して製品化するスラグ加工棟、②は、製品となったスラグを一時保管するスラグ置場棟でございます。

次に、廃油の油水分離施設でございますが、図面上、敷地中央の焼却溶融施設の上方向、⑦が、廃油から再生重油を精製する油水分離施設棟で、その右隣、⑮が再生重油の払い出し設備が設置されている施設でございます。

搬入、搬出経路でございますが、主要地方道大間々・世良田線を通って、赤い三角で示したところから出入り致します。

図-31又はスクリーンを御覧下さい。こちらは、焼却処理の工程を示したものでございます。ピンク色で示した部分が、受入棟における作業工程を、黄色で示した部分が焼却溶融施設における作業工程を表しております。作業工程は、左から右に流れて行きます。

まず、廃棄物の受け入れでございますが、各種廃棄物は、事務所前にあるトラックスケールで計量した後、受入棟の地下ピットに一旦保管されます。また、医療系ごみ等の感染性廃棄物は、受入棟2階の温度管理された専用保管庫に容器に入ったまま保管されます。

次に焼却溶融処理作業ですが、廃プラスチック類や木くずなど可燃物系の廃棄物は、焼却可能な大きさに破砕機により破砕され、不燃物系の廃棄物はそのままの状態でも、コンベヤにより、また、医療系ごみ等は別ルートで、回転式の燃焼装置、ロータリーキルンに投入されます。

投入された廃棄物は、1200度から1300度のロータリーキルン内で攪拌、混合されながら移動し、溶融状態になります。その後水槽式のスラグコンベアに流れ落ち、急速に冷やされ、固まり、溶融スラグとなります。

溶融スラグは、スラグ加工場で鉄くずを選別し、粒度を調整して、路盤材やコンクリート2次製品の原材料として建材メーカー等に売却され、鉄くずは、中間処理施設に出荷され、リサイクルが図られる予定です。

廃棄物の燃焼に伴い排出されるガスは、二次燃焼室に入り、ここで850度以上の高温によりダイオキシン類は分解され、次にボイラーに入り循環水を温め蒸気をつくり、蒸気によるタービンの駆動で発電を行い施設内の電力として利用されます。その後、減温塔に入り、ダイオキシンの再合成やダストの付着防止のために、冷却水が噴霧され、次に布状の集塵機、バグフィルターに入ります。ここで排ガス中のばいじん、飛灰は捕獲され、消石灰と活性炭で塩化水素、硫酸化合物及びばいじんに含まれるダイオキシンなどの有害物質は、最終的に除去され、高さ40mの煙突から大気中に放出されます。

なお、バグフィルターで集められた飛灰は、銅、亜鉛などが含まれるため、金属精錬所

で分離しリサイクルが図られます。

スクリーン又は図－３２を御覧下さい。こちらが、焼却溶融処理前の廃棄物の写真でございます。

スクリーン又は図－３３を御覧下さい。こちらが、焼却溶融処理後の製品のスラグ、鉄くず及びばいじんでございます。

次に、廃油油水分離処理の工程について説明します。図－３４を御覧下さい。まず、廃油の受け入れでございますが、使用済み自動車のエンジンオイルや工場から排出される使用済みの潤滑油などを専用タンクに受け入れます。これを、流動性を高めるために温め、ごみを取り除き、遠心分離機、ディスクセパレーターに導入し、水分と汚泥を取り除き、専用タンクに保管します。製品の再生重油は、重油の代替品として活用され、また、水分と汚泥は、焼却溶融施設で処理されます。

図－３５を御覧下さい。左側が、油水分離処理前の廃油、右側が、油水分離処理後の再生重油と水分及び汚泥でございます。

図面の説明は、以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。本計画施設は群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第９条第１項の規定に基づく事前協議書を群馬県の環境部局に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等の主に生活環境の保全上の見地から審査がなされ、平成２１年５月１２日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。

なお、生活環境影響調査を行っておりますが、大気、水質、騒音、振動、臭気のいずれの項目も規制値以内との評価が得られております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

以上で、第９号議案の説明を終わらせて頂きます。御審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、第９号議案につきまして、委員の皆様の御意見、御質問等を賜りたいと思っております。

(中村委員)

感染性産業廃棄物というのは具体的にはどういうものですか。

(太田市)

太田市の恩田と申します。お答します。

感染性の廃棄物というのは、一般廃棄物と産業廃棄物両方ございまして、感染性の産業廃棄物につきましては、病院等から出る注射針とか、そういった感染しているもの、感染しているおそれがあるものというふうに分類しております。

(中村委員)

そういう医療系の感染性廃棄物、図－31を見ますと高温で燃焼されて、そして末端の方に行きますと冷却されて、それから消石灰サイロ、活性炭サイロ、こういうところを経由するなかで、塩化水素とかダイオキシンなどが処理されるという説明でした。理論的にはこういう形で安全性が高くなるのですけれども、こういう工程をチェックする、安全にこういうふうに行われているということをチェックするシステムというものはあるんですか。

(太田市)

ダイオキシン等につきましては、年に1回検査をします。その他のものにつきましては2ヶ月に1回程度検査するというような計画を聞いております。

(議長)

調査の主体はどこですか。

(太田市)

主体につきましては、業者さんの方でやるということ聞いております。業者さんが専門機関を頼んでやるというふうになると聞いております。

(議長)

行政上のチェックはどうなってるのですか。

(太田市)

こちらは建築基準法の担当でございます、それは廃棄物処理法の方の関係かと思いますが、そちらの方は私の方では、ちょっとわからないところです。

(中村委員)

その点、ちょっとお聞きしたいのですけれど、今、生活環境の点で基準などのいろいろな関係で、騒音だとか振動だとかそういう点検について説明がありました。医療系の産業廃棄物がこういうふう処理されてですね、いろいろ塩化水素だとかダイオキシンだとか、そういう深刻な物質がきちんと管理されるかどうかということは、住民の生活にとって極めて重要な点なんですけども、そういう外部の機関がチェックするのか、行政がチェックするのかということは、住民の側からの質問とか、そういうものはなかったのでしょうか。

(太田市)

これにつきましては、近隣の地域住民というのが工業団地内でございまして、300m以内に企業しかないということで、区長さんには説明があったのですが、住民の方には説明をしておりません。その代わりに工業団地内の企業に説明をしております。

それは建築基準法の関係ではなくて廃棄物処理法の関係の事前協議の方で、群馬県の方

で行っており、そういったものがクリアされたということで建築基準法の方のただし書き許可に移行してきておりますので、その辺はクリアされているというふうに考えています。

(中村委員)

一般の住宅は近くにないとしても、その周辺にはいろんな工場があるわけであって、その工場には人がいるわけですから、やはりそれは周辺に民間の住居があるのと同じように、健康とかの問題はちゃんとしなければいけないと思うのですけれど、そのあたりはそういういろいろな意見を聞くとか、後のいろいろなチェックだとかが問題になってクリアされたということなんですね。

(太田市)

はい。廃棄物処理法の事前協議のなかで、昨年5月頃、事前協議が始まっているわけですが、その時点で説明会を開いて説明したと聞いております。

(議長)

今の質問は、事前協議の過程で環境と衛生の部門がチェックをして相当やってるはずなんですね。ただこの場では、そのところの審議をする仕組みになっていませんので、それはでてこないんです。チェックの必要があれば、そういう方に来て説明してもらえばわかると思いますが、一応それはクリアされていることとして審議を進めさせて頂きたいと思っております。

(平田委員)

今の関連ですけれども、一番最短の民家が31.2mですね。近所の住民にもう少し周知徹底をしないと、後で問題となっても困るのではないですか。

(太田市)

太田市の都市計画審議会のなかでも生活環境の影響に関しまして御意見を頂いたこともありまして、その後、地元の区長さん、住宅があるところの区長さんに業者の方から説明させております。その区長さんの方から、何かあれば説明が行くという風に考えております。

(平田委員)

区長は、座談会か何かを開いたのですか。

(太田市)

いいえ。そういうことではなく、業者から事業内容を区長に説明して頂いたということです。

(平田委員)

区長で止まっている可能性もあるということですか。

(太田市)

はい。なかなかそれ以上というのは難しいかなと思っております。

(平田委員)

400mの範囲で有毒なガスは完全に除去されているのですか。

(太田市)

はい、先ほども申し上げましたが、環境面のことは廃棄物処理法の担当の方でチェックされていると思っております。我々も環境影響の調査書を申請書に付けて頂きまして、その内容を環境基準に合っているかどうかは確認させてもらってます。その基準内で収まっているという結果をみてこちらの審議会に諮ったということでございます。

(平田委員)

もう1点、ここへ来る産廃はどこから持ってくるのですか。

(太田市)

産業廃棄物は、県内が中心かと思われませんが、他県からも入ってくる可能性があると考えています。

(萩原委員)

今のどの範囲から産廃が来るかっていうことなんですけども、基本的には一廃の場合はいろいろ他県からくる場合がありますけども、産廃っていうのはそれぞれの地域で処理するのが原則になってると思うんですけど。その辺の把握はどうなんですか。

(太田市)

一般廃棄物につきましては、逆でございまして、地域で太田市のものは太田市で処理するというのが原則でございまして、産業廃棄物は、事業者が責任をもって当然処理するというのが原則でございます。

(萩原委員)

逆で間違えました。

かなりのトラックが入ってくると思うんですけど、一日のトラックの搬入する台数はどのくらいですか。

(太田市)

全体では46台程度を予定しております。焼却施設につきましては、10トンのコンテナ車と4トンのコンテナ車、それから10トンのタンク車、4トンのタンク車というのがございます。合計で26台程度。それから廃油の方につきましては、10トンのタンク車それから6トンのタンク車、20台程度ということでございます。

(萩原委員)

それから建築のですね、建築課の方でおわかりになると思うんですけども、敷地面積に対する建築の基準は当然クリアしていると思うんですけども、その景観関係のそういったところで特に何か配慮しているってところがあるんですか。例えば施設のデザインだとか色だとか、例えば緑化率ですとか、エネルギーの問題ですとか、特に施設が優れているとか、例えばこういう形ですとか。

(太田市)

景観につきましては群馬県の景観条例がございまして、太田市の部局をとおして県の部局での指導があるということになると思います。現時点で我々が景観についてどうこうということにつきましては相談はしておりません。

それから緑地関係につきましては、配置図を見ていただければわかるんですが、県道沿いには、現在でも、もともと松下電工の工場があったものですから、ケヤキ、樫の木等が実際に植わっておりまして、それから外周には高木も現在植わっております。そんな感じで緑化につきましては非常に努めていらっしゃいます。

(萩原委員)

県の方に聞きたいんですが、今、県の景観条例に基づくというふうなお話がありました。そういった施設の景観上について、このものについてどういう議論がされてますか。事前協議の中で景観条例とかそういったものとの整合性については、当然検討するんですよ。

(事務局)

事前協議の段階ではそこまで含めた議論はしていなくて、各法に適合させるという前提で事前協議を終えることになるので、実際に適合しているかどうかは、その後の各法の審査のなかで行われます。

(萩原委員)

先ほど事前協議書は提出しているというふうに言っていましたね。そうするとその事前協議のなかで今言った都市計画に関係してくると思いますけれども、景観上の問題とかそういうのはどこで指導するんですか。

(事務局)

回答させていただきます。事前協議が参りますと、その段階で都市計画課の方にも書類が回って参りまして、その際にこれについては届出が必要な行為でございますので、届け出をしていただくお願いをしております。本件については詳細を把握してないんですが、これにつきましては、条件としては大規模行為にあたりますと周辺との環境に調和した形態であるとか、そういったものにするというご指導はさせていただきます。

(萩原委員)

今の時点で事前協議が出てるわけですね。

(事務局)

廃棄物の事前協議の段階で、こちらにも一応回ってくるかたちになっています。

(萩原委員)

回ってくるかたち。回ってきてないということ。

(事務局)

確認は取れていませんが、回ってきております。

(萩原委員)

きている。そこで審議というか議論されていないわけですか。

(事務局)

その際には、その後相談をして頂く形になっておりまして、そこでまず拝見をさせて頂いております。

(萩原委員)

この都市計画審議会とその事前協議における各部局との協議っていうのはどういう位置付けになっているのですか。事前協議が終わって都市計画審議会で審議されていいですよっていうふうになるんですか。そうじゃなくて、今都市計画審議会でこれでいいよということになって、それから各部局で今言ったいろんな要素について審議するのか。その辺の手順というのは一体どうなっているのですか。

(事務局)

廃掃法の関係で、そういった施設については事前に事前協議ということで各課から意見を出させて、それを業者に伝えて、それに対してどう対応するかということをお答えさせるという段階を経て、そこで問題がなければ、次の各法の段階に進むということで、今回は建築基準法に進んでいるということです。

(萩原委員)

今景観の話では、やってないということだが。

(事務局)

本件について確認をしていないのですが、通常は処理が済んでいるものがきております。

(萩原委員)

全然納得できない。

(事務局)

確認をさせて頂いて、というわけにはいきませんか。

(平田委員)

それで許可すれば、だめなんだよ。今ここで許可してしまえば何にもならない。大変なことだよ。

(萩原委員)

いろんな問題が、事前協議の中で、この審議会にかけられる前に処理されなくてはいけないことと、これから処理することとあるわけです。その辺を手続き的にここで審議を終われば、他のがどうだっていいわけですよ。

(事務局)

この場では、都市計画上の位置について立地していかどうかを判断して頂く。

(萩原委員)

それは、いろいろな問題がクリアされて問題ないよという話になればでしょう、その位置について。

(事務局)

例えば、建築確認というのがまた別の手続きがありますけれども、景観法上の手続きというのがまた平行してまた別にあるということです。

(萩原委員)

景観法について、いい加減な答えはしない方がいいと思うよ。

(事務局)

今確認をしていますので、ちょっとお待ち頂いてもよろしいですか。至急確認をさせていただきますので。

(議長)

今のこのケースは、今お配りをしました二十何件の審議の経過のなかでも、大体個別法に基づく事前協議を済ませた上でここにかけるというのが今までの通例ですね。ですからもう事前協議が先ほど説明でも済んでいるというお話をされましたが、済んでいるというふうに今までのケースではほとんど、質問が出る場所では確かに委員さんは充分直結していますから、問題が起きる、起きないの危険性がある程度ある、そこが重要視される、こういう議論というのはよくあるんですけども、事前協議書でもこれからは、資料があればその点は一目瞭然でわかると思うんですよ。そういう意味でそういうものがないから、また別のセクションだから、こういう答えになってしまうというところがあるんですけど

も。今までは事前協議がクリアされているという話で、当然個別法をクリアしなければ、最終的な知事の許可は出ませんから、審議会にかけるときには既に終了していると前提に今までやってきたんですけどもね。今回は聞いているとどっちだかわからないような話だとちょっと心配です。

(萩原委員)

基本的にそういうお話だと問題ないと思いますけど。今の答え方ですね、その辺はつきりして頂かないと。

(議長)

ちょっと休憩をとります。

その間、行政の方で検討します。

(休憩 10分)

(議長)

それでは、再開させていただきます。

(事務局)

この4月1日に景観条例が自然環境課から移管されましたが、この事前協議は平成20年に行われておりまして、その段階では自然環境課から景観条例に基づく大規模行為の届出が必要だと意見を申し上げております。都市計画上この位置にこういう施設をつくってよいのかというのが本日の審議内容ですが、この後建築行為が出てきますので、そのときに建築確認と一緒に建物の大きさだとか高さとか出てきた段階で、景観条例に基づく大規模行為の届出が行われ、そのときに景観についても意見を述べるという形になろうかと思えます。ですから都計審の場で特殊建築物についての全ての審査が終わった段階で審議するのではなくて、ここに都市計画法上こういう施設をつくってよいのかというのを審議して頂いて、よろしいと言うことになった段階で次のステップにいくという理解をしています。

(萩原委員)

事前協議というのは、各部署にわたって適合なのかどうか議論して、施設の必要性も含めて議論して、そういう事前協議とこの審議会の手続き上の位置づけはそういうものではないと思う。各課各部局で議論してきたこととの整合性の上に、この都計審に諮られるものではないか。

(事務局)

私の説明が至らないのかもしれませんが。建物の設計が済んでいないといいますが、この審議が済んだ後で建築行為が発生して建築確認がありますが、そのときに形態とか景観の話がでてきますので、大規模行為の届出がでてくる。ここでは、都市計画法上、こういう

施設は馴染まないかどうかが議論の中心になると思っています。

(萩原委員)

そういうなかで議論をしてしまうと、日本の都市計画の今までの問題とか、景観上の問題とか、デザインの問題とかというものと都市計画とどういう風にリンクしているのか、そういうことまで戻ってしまう。

(事務局)

景観条例に基づく届け出については、そのあと建築確認などがでてくるので、その場で議論することになります。その場がないということではなく、この場では、特殊建築物について、建築基準法上、敷地位置がよいかどうか、建物を建ててよいかどうか御審議頂いて、その後、建築の設計に入っていく流れになっています。

(萩原委員)

廃棄物処理場という施設の機能は、都市計画上どうなっているか問題になる施設だから言っています。他の公園とか道路だとかの問題ではないから言っています。だからちゃんとしないといけないのではないかと思います。ここにかける前にいろんな基準だとかできるだけやってくるのが普通ではないか。先程の周辺住民の同意とか合意、大事な問題ですよ。そういったものも含めて、審議会にかける資料も用意して貰った方がよいと思います。他法などの協議を全くやっていないで上げてくるというのはどうか。おかしいんじゃないか。廃棄物の施設だから余計にそう思います。

(議長)

一般論としては、特に議員の方ですから、住民の方のことを考えると当然の議論なんですけど、ただ産廃施設をつくる場合の法的な規制というのは、都市計画法では都市計画審議会が審議したものを知事がそれを踏まえて意見を言う、許認可をする。

今、課長が言ったように環境衛生上あるいは様々な諸法がありまして、個別法の問題についてそれぞれの個別法で審議会があつたり、調査会があつたりそういうところで審議して最終的にできあがるという仕組みになっている。日本の行政の仕組みということも関わってくる。都市計画審議会はある意味ではたかだか都市計画法の中に定める一審議会で、都市計画法の中で何が出来るかという廃棄物処理施設については敷地位置がどうかという点だけなんです。我々が関与できる部分は、法的に。そのところで御理解を頂くしかこの場合はないと思います。全体としては、仰るとおり全部明らかになって安心してOKできるというところまでいけるのがもっともなんですけども産廃施設の設置の反対運動とかそういう中で、事前協議で同意が必要なのかどうかというのは法的な義務がないことから業者から訴えられて、形が合っていれば許可を出さざるを得ない。そういうことはよくあるんです。そういう意味でこの審議会で審議すべき法的な権限と責任に限っていえば、あまり議論を拡げて全ての点が明らかにならないと意見が出せないということでは、必ずしもない。その辺のところを整理して頂かないと今日はとても結論が出そうにないですね。

(中村委員)

いろいろな事前協議に関する個別法はクリアして、現在はこの位置にこの施設をつくるのが妥当かどうかの審議だということはわかるが、中味と都計審の権限とは密接に関係しており離れているとは思わない。310m離れているが、医療系の感染性廃棄物の処理であり、その場合に310m離れている位置に作ることがよいかどうか。事前協議ではクリアしても、位置の関係から議論するには、中味の問題と離れて議論することはできないと思います。310mをどう受け止めるかってことですが、家があるところが310mだっていうことですよ。民地が広がっているわけだから、310m以内に家が建てられるってことも考えた上でこの位置関係が適当かどうか、そういう危険な物を処理する施設の位置関係が適当かっていうことは、ここで議論できるのではないかと私は思うんですけど、その点いかがですか。

(太田市)

お答えいたします。住宅につきましては、住宅までの距離が314mということでございます。敷地ということではございません。

(中村委員)

だからね、今ある住宅までが314mですよ。だからこれからもっと工場に接近したところにも家が建てられる、民有地が広がっているんだからそういうところに家が建てられる可能性があるわけで、そういうところを考えなくてはいけないのではないのでしょうか。

(太田市)

基本的には南側が調整区域でございまして、ほとんど農地ということもありまして、住宅が建たないというわけではございません。

(中村委員)

調整区域ですか。

(太田市)

はい。

(議長)

他の委員さんから御意見はございませんか。

(松本委員)

今会長が言ったとおり、ここで審議することがよいといっても、なかなかやっぱり産廃施設っていうのが、皆さんが危惧する部分が多々あるものですから、ここにあがってくるまでの太田市で協議された部分とかですね、それぞれの部門で協議された部分の資料なりなんなりを出して頂いて後日審議する、文面で処理、審議するとか、そういうことの資料を出して頂かないとなかなか先にいかないと思うんですね。ですから、今回これを一回取

り下げいただいて、次回の都計審に回すとか、または今言ったように各委員会に持ち回りで資料を添付して御理解頂いて、承認頂くとか、そういうことをしないと先にいかないと
思うんですけど。いかがですかね。

(議長)

他に。真塩委員さん。

(真塩委員)

全く初めてなんで、素人の、勉強してきないですみません。私、今中村先生の方から話したとおり、これは調整区域といえ建てられないことはないんですよ。例えばこの314m先にある人が新宅を出すことも、今みんな許可してるわけですよ。そういうことから言って、区長さんに言ったと、区長さんがそれだけの責任を負えるかどうか、そういうことも含めてですね、ここでこの位置が、面積がいいかっていうのかどうか、この都計審のなかで本当に決められるのかどうか。これだけの危ない施設っていうんですか。危ないっていうとおかしいですけど爆発物じゃありませんけど、私、町村長の立場からするとちょっと怖いなど、もっと研究、検討する必要があるのかなと思います。本当にこれ法律的に300mのところの家屋がないから、住宅がないからいいとするなら、その辺ちょっとわからないので聞きたいんですけど。

(議長)

あの300mとか、今その民家の距離の問題と、その行政上の許認可の関わり合いというのはどうなるんですか。

(事務局)

300mというのは、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程のなかで、300mという距離に対しては5分の4以上の合意を得るという規定があつて、そのなかでやっていきたい。

(真下委員)

そうするとそれ以外はいらないということですか。

(事務局)

それよりも狭い範囲では、所有権者の全員、設置場所については所有者の全員、20m以内については土地の所有者及び使用権限を有する者の全員、50m以内については居住する者の全員、次は300mで5分の4ですね、ということです。500m以内については水利権者、放流に関しても利用者の合意というのがあります。

(議長)

事前協議上のですか。

(事務局)

はい、そうです。この法律に関することについては、国土交通省の方でも同意を要件とすることは望ましくないというような。

(議長)

法律上ね。

(事務局)

はい。

(議長)

その他、御意見ございましたら、お話頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員さんの納得を得るとというのが、一番、審議会の大事なところだと思います。そういう意味で今の御意見について、もう少し資料的なもの、安心できる材料みたいなものがしっくり、各個別法のものについても出して頂ければ、事前協議の経過とかね、そういうのを出して頂ければ、前に進みやすいのかなという感じはしますけど。そこはどうなんですかね。

(事務局)

資料を用意するのはやぶさかではありません。

(議長)

今日は無理でしょう。

(事務局)

そうですね、はい。

(議長)

太田市の方では、審議会の結論を出す時期を多少ずらしても大丈夫ですか。

(太田市)

できれば、太田市の都市計画審議会の議を12月9日に経て、本審議会に付議しているところですから、大きな支障となる、委員の御意見の中には大きな支障があるという御見解もございますし、あるいは、今、会長さんがおっしゃって頂いた資料等で御理解を頂けるものであれば、できれば予定を踏まえた中で事業の方、計画の方、進められるよう御配慮頂けると非常にありがたいなと思っております。

ですから、今、先ほど説明しました事前協議のなかにおける概要を抜き出したものと生活環境面での支障、懸念されている部分を立証されたものを個別に資料として提出することで御理解頂けるかどうか。

(議長)

太田市には市の計画審議会が同じようでありまして、一応そこはクリアしてると。そこにも資料がある程度出ているというようなことで、松本委員さんからも次回までにあまり長いと、資料追加くらいで納得が得られるならどうですかとありましたけれども。その辺のところで御理解が得られるんでしょうかね。どうなんでしょうかね。

(平田委員)

先ほども話しましたけれども、314mのうちの隣接区長に話しをして、果たしてその人が行政区の皆に話しをしたかどうか。それを非常に心配してるところなんです。これは300mでいいんだという話しがさっきありましたけども、誰もこういう施設を喜んで受け入れる所はないわけですから、そこまである程度同意を得た後に土俵にのっけるのが筋ではないかなと思いますので、今回は私は継続を求めます。

(議長)

他に御意見がございますか。

(大沢委員)

いろいろいま御意見が交わされているところですけども、そうしますと以降ですね、これがそうだという判断に立ち至った場合に、これ以降の産廃の施設の建築については、全て事前協議書など参考資料をつけるという形になっていくんだろうと思います。つまりこれがある意味先例になると思うんですよ。それを視野に入れながら御検討頂かなければいけないと思います。

(議長)

それは可能ですか。

(事務局)

建築基準法のただし書きで都計審に付議しろという話しですから、建築基準法を所管するのは建築住宅課ですから、そこでの協議といいたいでしょうか、もうちょっと整理しなければならないと思います。それと個別法、先ほど景観の話がありましたが、景観条例については、建築行為をする30日前までに届け出をなささいということですので、そうするとどこでやるのかという話しになります。この場で敷地位置が決定して建築行為に入っていくって、景観法では30日前に届け出をする形になっていてですね、相当先にいろんなことをやっておかないとOKが出ないという話しになりますので、その辺の諸々の整理をしないとならないのかなと感じております。都市計画法上どうしてもここでは駄目だという御判断がなされればこれはそういうことなんだろうけれども、都市計画上やむを得ないんじゃないかという御判断であれば、これは一応御承認頂けると思っています。そのところが業者さんも含めて御納得頂ける話しになるのかどうかを危惧しております。

(萩原委員)

今の話しのように都市計画審議会にももちろん都市計画法や建築基準法に合っていないものを出せないわけです。では何を審議するんですか。そういったこの施設に関する諸々の疑問点、そういったものを皆で抽出して、後で問題がないように審議していくんじゃないんですか。それを我々質問してることにに対して答えられないのに次の段階でもし住民運動やそんなものが起きたら困るじゃないですか。だからこういったところでしっかりした議論をする必要があるんじゃないですか。だってみんな基準、法律に則って出てくるわけでしょ。法律に則って出てくるものならみんな法律にあってるから、そしたら全部通せばいいわけじゃないですか。議論する必要ないでしょ。だから今のそういった区長さんに話した程度の話しとか、景観上これだけの廃棄物処理施設ということですから、機能がもうはっきりしてるわけですよ。当然、建ぺい率、容積率、この配置図のなかには、建築の細かい計画が詰められているわけですよ。だからこういう図面が出てきてるわけですよ。私は、そういうふうに思いますけど。だからしっかりした議論をここですべきじゃないか。その中で求められる資料が不足であれば、出してあげればいいじゃないですか。そういうことではないのですか。

(事務局)

実態的には今までもそうですけど、建築確認というのはこの後出てきて、今の段階では、建築の設計は終わってないと理解しております。

(平田委員)

いろんな資料がそろっていないから駄目だと言っているのです。そういうことをはっきりすれば、また審議すればいい。

(萩原委員)

建築の設計が細かくできてなくても、配置計画をするときにはどういった立面になるのか、どういう断面になるのか、そういう計画がされるわけですよ。だからこういう施設の規模なんかが出てくるわけです。だからそういうことを出してきて皆で議論すればいいんじゃないですか。何がおかしいですか。

(事務局)

委員の御指摘は理解してるつもりです。ただ、次の審議会は3月ということもございませぬので、資料をそろえて建築住宅課とも相談をさせて頂いて。

(平田委員)

廃棄物政策課も入れなきゃ駄目だよ。廃棄物政策課。

(事務局)

そうですね。それでですね、個別に各委員さんのところに御説明に行くのかどうかも含めてですね、今後こういうものについてどこまで詰めていくのかどうかについても整理をさせて頂きたいと思います。ただ3月都計審までやるのかどうかについては、会長さんと

御相談させてもらって、各委員の御承認を得られるような資料が整えば持ち回りみたいなものがあるのかどうかを含めてですね、その辺のところはそういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(議長)

委員さんの心配されている点は、どこなんでしょうかね。今出たところは、住民同意という問題とそれから危険性ね、極めて危険性といっても抽象的なものですけど、いろんな意味の危険性、特に身体・生命に関わる健康に関わる危険性というようなもの、それから景観という問題も一つ出ましたね。

(萩原委員)

景観は一つの例で、ここに上がってくるための事前の協議を出しているということなんですから、そんな細かい資料全部出せなんて言っていません。一つ一つのそういった審議をしてきた部分についての概要の説明くらいないと。我々としてはその部分について、今思い立って質問をしたことに対してもそういうふうなことです。ちゃんとしてきた審議の経過というものを示してくれということです。

(議長)

そうすると景観も含めてですけど、この問題がこの審議にかかるまでの経過ですよ。事前協議も含めた経過も分かった方が委員さんとしても判断がし易いということですね。そういうふうなところのわかる資料を今回出して頂いた方がよろしいのかなと思います。そうしますと今日の審議会としましては、それでは資料をできるだけ急いで委員さんのところに御配り申し上げて、賛同頂ければ9号議案についてはクリアーをさせて頂くということで。そうでないと次回に回してしまうと地元の行政も業者に対する説明もできかねるということで苦慮しているようです。そういう意味で、ただ延ばすのではなくて、その他にそういう資料をそろえてもらって委員さんの納得を得て、議案についてはそういう、ちょっと例外ですけども今回だけはこの事情説明によって審議を終了させるということがよろしいのでしょうかね。

(中村委員)

その資料を出すことによって無条件にというのではなく、見て納得がいけばということだと思っんですよ。私はここで議論していること非常に大切な意味があると思っんですね。太田の都市計画審議会がクリアーしたから、ここは、いつもそうだったんじゃないかと思っんですけど、そのままここで通るのが当然だと、そういう考えでは、県の都市計画審議会の存在意義というものが無いではないですか。やはりいい加減というとあれですけど、きちんとしたものがここへきて、ここでも実質的に審議して認められないこともあるんだ、そういうことも認識すべきだと思っんですよ。そうでないとこういう審議会がとかく形だけになりがちだって言われるわけですから、そういうことがないようにすべきだと思っんですね。そういう意味で今議論されていることは、大切なことだと思っんです。

(平田委員)

書類を早く仕上げてもらって1月あたりに臨時会を開いたらどうですか。

(議長)

ちょっと待って下さい。可能かどうか。

(事務局)

1点だけ確認をさせて頂きたいんですが、先ほど住民の方の同意というお話があったんですけども、同意が得られないという場合も想定されるんですが、仮に得られない場合に付議できないという事態になると非常に困る話しになりまして、都市計画上支障があるという部分で同意が得られないというのであれば理屈がついて処分できるんですが、ただ同意できませんということだけをもって、仮に都市計画審議会に付議できないという事態だけは避けたいと思っておりますので、その辺御理解頂ければと思います。

(平田委員)

では、そうなった場合に、もし住民が同意なしに許可したよと、今度住民がこっちに来て許可したのはあんた方のせいだ、と言われると住民の方からこの審議会を争いますよと、そういう場合には会長以下我々もみんな被告になるわけでしょう。

(事務局)

51条許可につきましては、以前群馬県でも訴訟に発展したケースがございまして、伊香保町であったんですけども、都市計画上支障があるのかないのかという審議会の議論のなかで、そのへんがどうもはっきりしないというなかで、許可申請を上げたんですけども処分してくれないということで訴訟になって、他県でもそういう事例がございまして、ですから住民の方が都市計画上支障があるという理由がはっきりするなかで不同意であるということであればこれは理解できるのですが、ただ理由なく不同ということであれば、特にこの産廃施設というのは、環境省の方でも推し進めている施設でございまして、今後必要不可欠な施設でございまして、同意なくしては付議できないということでは困ってしまう。

(萩原委員)

理由なくなんてないでしょう。我々が納得をしてきちっと通過したいと、そのためにこういう資料を出してくれと言ってるんだから、何が理由がなく付議なのか。そういうことではないでしょう。審議会なんだから法律上則って出ているものを全部通すなら審議会なんていらんではないでしょう。

(事務局)

ですので、同意がなければ付議できないということだけは、ちょっと。私どもの方も理由をはっきりさせて頂いて、これこれこういう理由で同意しないというのがあればわかるんですが、そこだけは御理解頂きたいと思います。

(議長)

彼が言ってるのは、地域の住民が一人でも反対すれば駄目だということ、それで行政の動きを止めると裁判起こされて負けちゃうよというのがいっぱいあるんですよ。今そう言ってるので、委員さんの同意、不同意のことをいってるんじゃないんです。

(平田委員)

私が言ってるのは、100%同意をもらえといってるんじゃないんです。大方同意がもらえれば、造ってもいいんじゃないのですかという判断です。

(事務局)

今、例えば300m以内にお一人いるわけですが、仮にその方が不同意だということになるとその先止まってしまうものですから。その不同意の理由がはっきりするなかで、事情があればわかるんですが、そこだけはその同意がなければという部分だけ確認させて頂いた次第です。よろしくお願いします。

(事務局)

先ほど平田委員の方から1月でも開催はどうなのかという話でしたので、各委員さんの準備が整うのであれば、この1件だけでも県では開催して参りたいと思います。

(平田委員)

1月末あたりの開催にして、それまでに300m内の方などによく説明してもらえばいいのでは。

(議長)

委員さんが問題にされている部分はわかりましたよね。先ほど私も確認しましたが、こういう風にクリアされていますよということを説明すること。それから経過の資料を出してもらおうと。御説明にあがる方法と1月のあまり遅くならない時期に臨時会を開いて集中して審議するという2つがありましたが、後の方の臨時会を開かせて頂くという案でよろしいでしょうか。

(委員全体)

はい。

(議長)

それが一致した意見のようですのでそのようにさせていただきます。

それでは9号議案はそういうことで、8号議案までは終了したというのが本日の結論でございます。

その他にはよろしいですか。事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(議長)

以上を持ちまして、本日の審議は、全て終了致しました。委員の皆様には、熱心な御審議を頂きまして誠にありがとうございました。次回は、通例ですと3月下旬を予定していますが、1月末に臨時会を招集させて頂きます。本日は熱心な御審議を頂きましてありがとうございました。

(閉会 15 : 50)